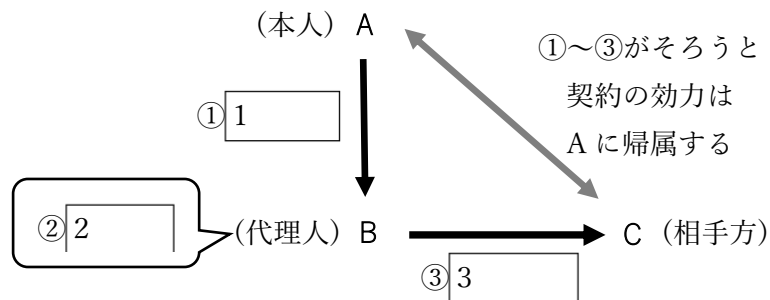


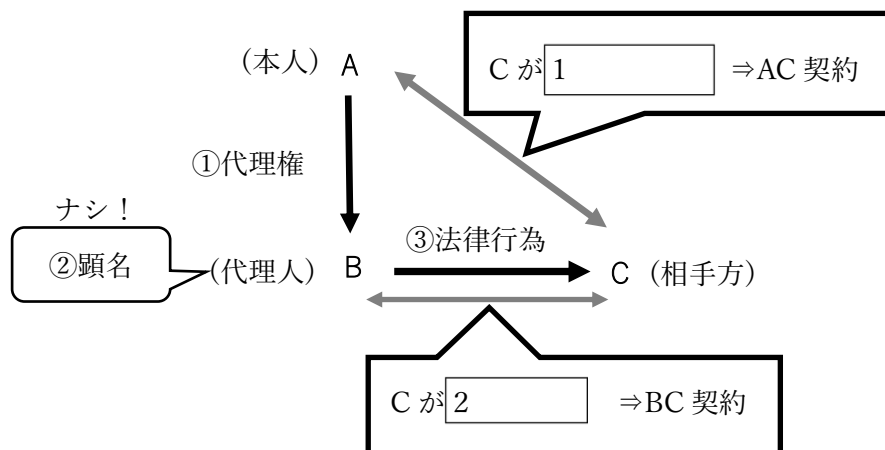
# 第3章 代理

## 1 節 代理制度

問1. 代理が有効になるための要件について、以下の空欄を埋めよ。



問2. 代理人Bの顕名がなかった場合について、以下の空欄を埋めよ。



・Cが「悪意または有過失」の場合とは、

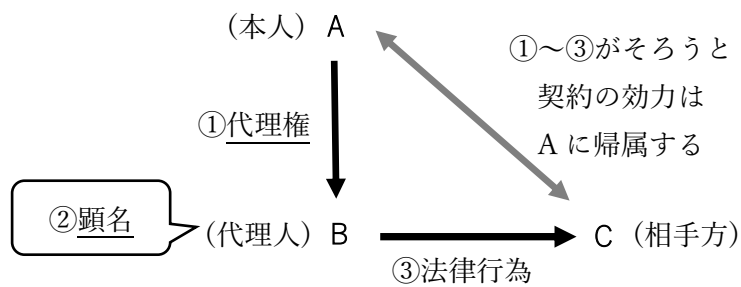
悪意 = Cが「3」ということを4場合、または、  
有過失 = Cが「3」ということを5すれば知ることができた場合。

・Cが「善意無過失」の場合とは、

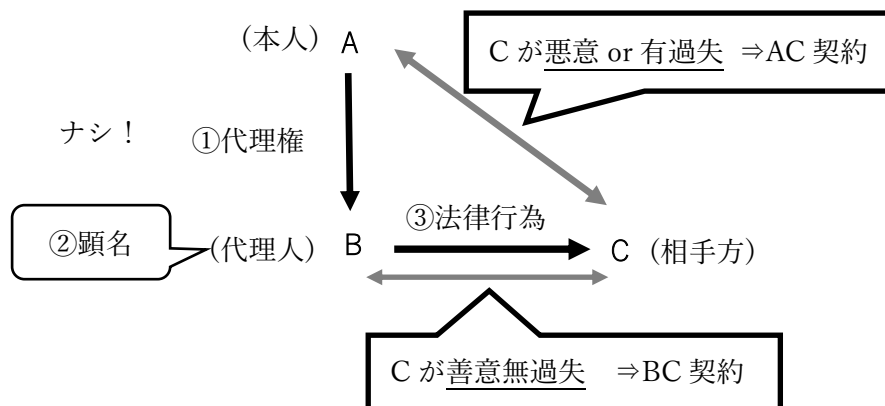
Cが「3」ということを6なく知らない場合、言い換えると、  
Cが「3」ということを6なく7場合。

## 【答え】1節 代理制度

## 1. 代理が有効になるための要件



## 2. 代理人 B の顕名がなかった場合

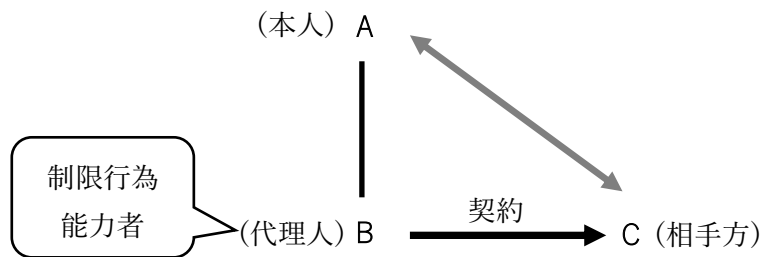


- ・ C が「悪意または有過失」の場合とは、  
悪意 = C が「B が A の代理人である」ということを知っている場合、または、  
有過失 = C が「B が A の代理人である」ということを注意すれば知ることができた場合。
- ・ C が「善意無過失」の場合とは、  
C が「B が A の代理人である」ということを過失なく知らない場合、言い換えると  
C が「B が A の代理人である」ということを過失なく信じていた場合。

## 2節 代理と行為能力

問1. 以下の問いに答えよ。

Aは制限行為能力者Bを自身の代理人とし、Bは相手方Cとの間で甲土地の売買契約を結んだ。  
このとき、AはBの制限行為能力を理由として契約を取消しできるか。



## 3節 法定代理・任意代理

問1. 次の記述の空欄を埋めよ。

- 任意代理とは、1によって発生する代理であり、  
法定代理とは、2に関係なく、3の規定にもとづいて発生する代理のことである。
- 未成年者の法定代理人は、4と5である。
- 6の法定代理人は、成年後見人である。

## 4節 代理権の消滅

問1. 次の空欄を埋めよ

次の場合、任意代理・法定代理問わず代理権は消滅する。

- ・本人の1
- ・代理人の死亡・2の決定、3の審判

※ただし、任意代理において、本人が4を受けた時も代理権は消滅する。

**【答え】 2節 代理と行為能力****1. 「AはBの制限行為能力を理由として契約を取消しできない」****【理由】**

制限行為能力者Bを代理人に選んだ責任は本人Aが負うべき。

自分で選んでおいて「制限行為能力者だから取消しだ」なんてムシが良すぎる。

※制限行為能力者であっても、代理人にはなれる。選ぶかどうかは本人次第。

**【答え】 3節 法定代理・任意代理****1.**

○任意代理とは、本人の意思によって発生する代理であり、

法定代理とは、本人の意思に関係なく、法律の規定にもとづいて発生する代理のことである。

○未成年者の法定代理人は、親権者と未成年後見人である。

○成年被後見人の法定代理人は、成年後見人である。

**【答え】 4節 代理権の消滅****1.**

次の場合、任意代理・法定代理問わず代理権は消滅する。

・本人の死亡

・代理人の死亡・破産手続開始の決定、後見開始の審判

※ただし、任意代理において、本人が破産手続開始の決定を受けた時も代理権は消滅する。

## 5節 復代理

問1. 以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 復代理人は、本人に選任・解任する権限がある。
- (2) 代理人が復代理人を選任した場合、代理人の権限は消滅する。
- (3) 復代理人の権限は、代理人の権限を上回ることができない。
- (4) 代理人の権限が消滅すると、復代理人の権限も消滅する

問2. 代理人が復代理人を選任するための条件と本人に対する責任について、空欄を埋めよ。

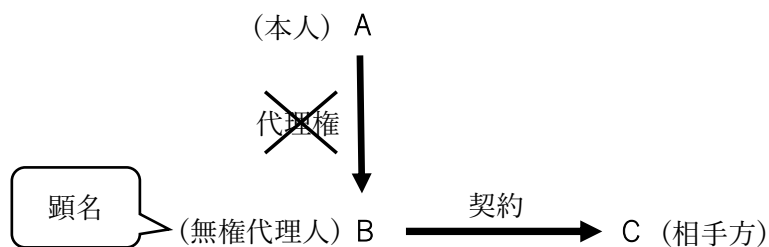
任意代理 { 復代理人を選任するための条件： 1    or 代理人に 2     
 本人に対する代理人の責任： 3    責任

法定代理 { 復代理人を選任するための条件：なし。(自由に選んでよい)  
 本人に対する代理人の責任： 4    (やむを得ない事情⇒ 5    責任)

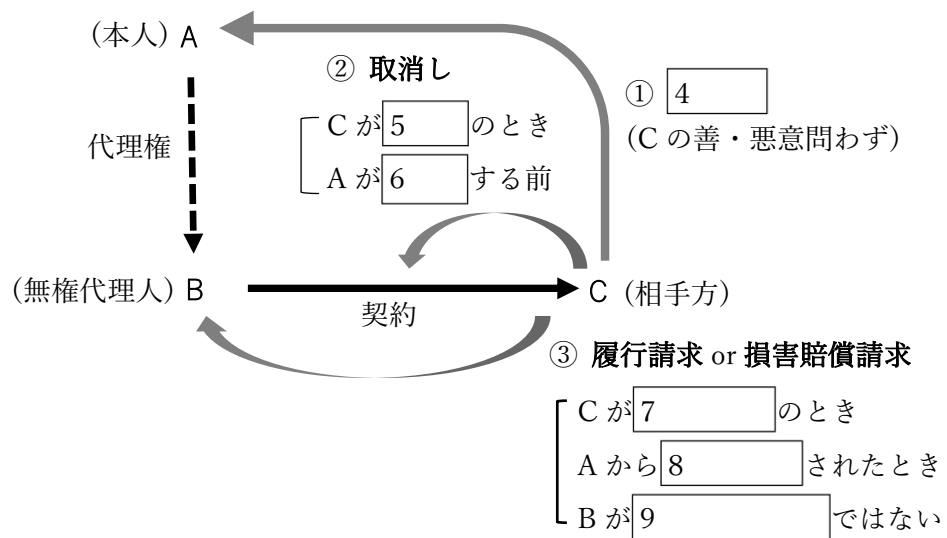
## 6節 無権代理

問1. 以下の事例において、設問の空欄を埋めよ。

B は代理権がないにもかかわらず、A の代理人と称して、相手方Cと A 所有の甲土地の売買契約を締結した。



- (1) 本人Aができることは、Bの無権代理行為を 1    すること or 2    することである。  
 追認した場合、Bの無権代理行為は、契約時に 3    有効となる。
- (2) このとき、相手方Cができることは以下の①～③の通り。



## 5節 復代理

1.

- (1) 誤 復代理人を選任・解任するのは代理人である  
 (2) 誤 消滅しない。復代理人の権限は、代理人の権限がベースにあるから。  
 (3) 正 その通り。  
 (4) 正 その通り。(2)と同じ理屈。

2. 代理人が復代理人を選任するための条件と本人に対する責任について、空欄を埋めよ。

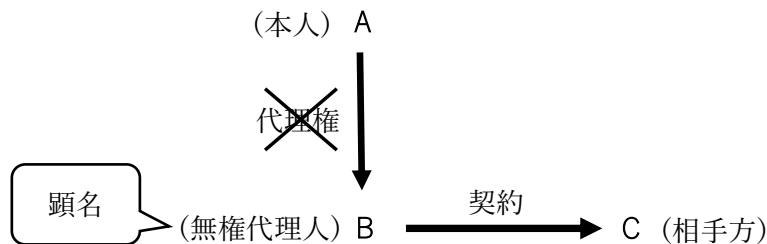
任意代理 [ 復代理人を選任するための条件：本人の承諾 or 代理人にやむを得ない事情  
 本人に対する代理人の責任：債務不履行責任

法定代理 [ 復代理人を選任するための条件：なし。(自由に選んでよい)  
 本人に対する代理人の責任：全責任 (やむを得ない事情⇒選任・監督責任)

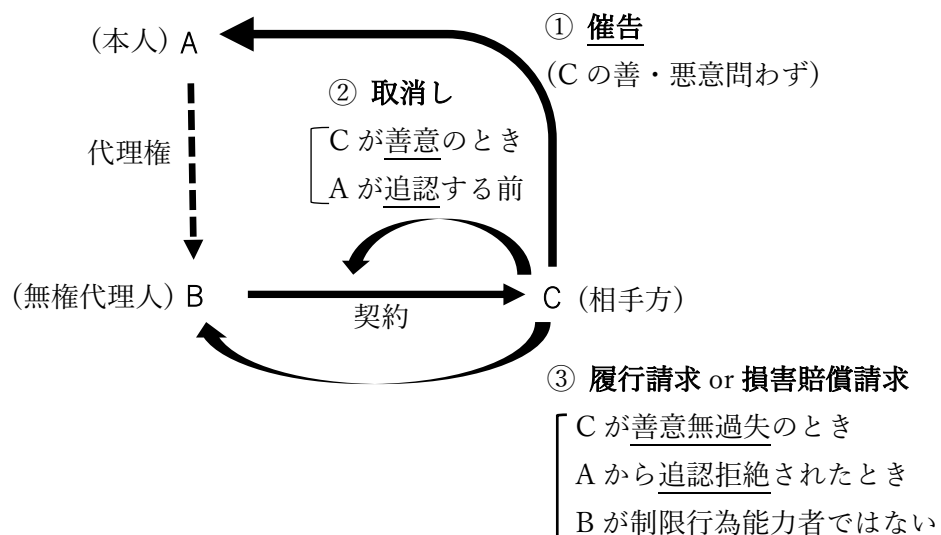
## 6節 無権代理

1.

B は代理権がないにもかかわらず、A の代理人と称して、相手方 C と A 所有の甲土地の売買契約を締結した。



- (1) このとき、本人 A ができることは、B の無権代理行為を追認する・追認拒絶することである。  
 追認した場合、B の無権代理行為は、契約時にさかのぼって有効となる。  
 (2) このとき、相手方 C ができることは以下の①～③の通り。



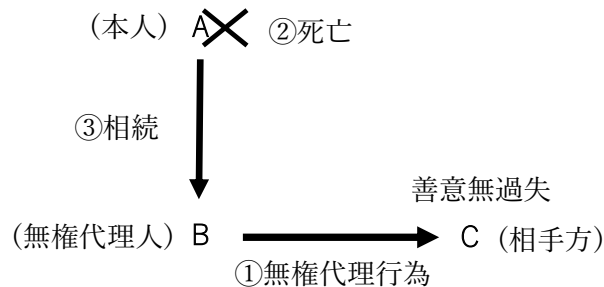
## 7節 無権代理と相続

問1. 以下の問いに答えよ。また、答えを出す過程も併せて説明せよ。

Bは代理権がないにもかかわらず、Aの代理人と称して、A所有の甲土地の売買契約をCと結んだ。なお、CはBに代理権がないことについて善意無過失とする。

BCの契約が行われてまもなく、Aは死亡し、BがAの唯一の相続人としてAを相続した。

このとき、Aを相続したBは相手方Cに甲土地を引き渡さなければならないか。

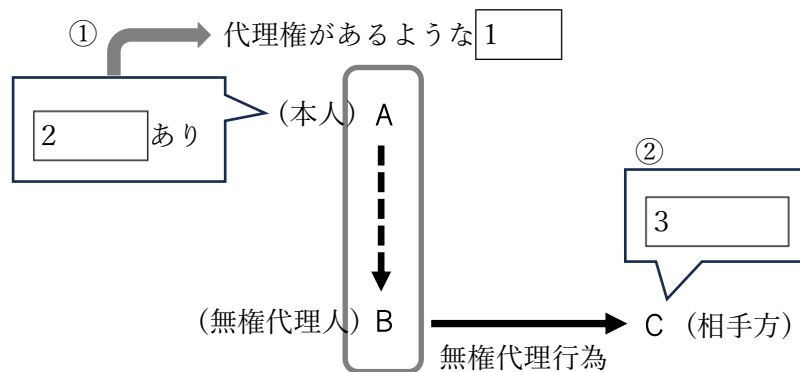


## 8節 表見代理

問1. 以下の空欄を埋めよ。

表見代理とは、

- ①代理権があるような1 [ ] があり、その外観の作出に本人の2 [ ] があるときで、  
 ②代理権がないということについて相手方が3 [ ] のとき、  
 代理権があるような1 [ ] を信じた相手方保護のため、無権代理を4 [ ] にする制度である



「本人の帰責事由によって作出された代理権があるような外観」とは次の3つである

- ①本人が代理権を与えたと相手方に5 [ ] したが、実際に代理権を与えていなかった場合  
 ②代理権の6 [ ] の行為をした場合  
 ③代理権が7 [ ] した後に代理行為をした場合

## 【答え】7節 無権代理と相続

## 1. 「Aを相続したBは、相手方Cに甲土地を引渡さなければならない」

## 【理由】

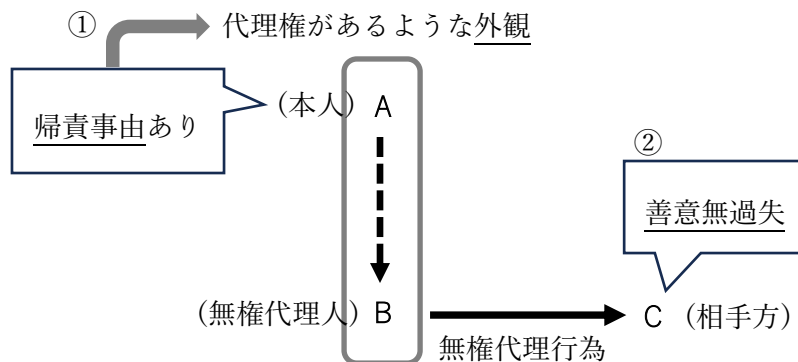
本人Aが死亡する = Aの唯一の相続人である無権代理人Bは「本人Aの地位」も引き継ぐ  
 ⇒無権代理人Bは「本人Aの契約を追認するか・しないか」を決める立場を引き継ぐ。  
 ⇒しかし、Bは自分で契約をしている以上、追認拒絶をすることは許されない  
 ⇒Bは自身の不動産を売ったことと同じ状況に置かれる。  
 ⇒よって、BはCに甲土地を引渡さなければならない。

## 【答え】8節 表見代理

## 1.

表見代理とは、

- ①代理権があるような外観があり、その外観の作出に本人の帰責事由があるときで、
  - ②代理権がないということについて相手方が善意無過失のとき、
- 代理権があるような外観を信じた相手方保護のため、無権代理を有効にする制度である

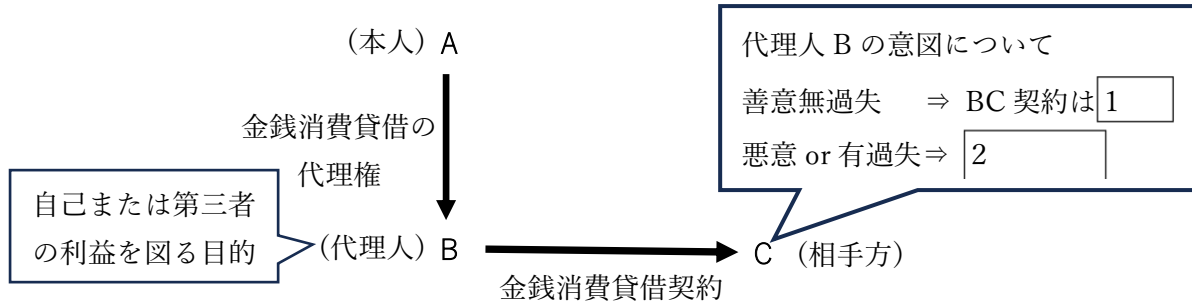


「本人の帰責事由によって作出された代理権があるような外観」とは次の3つである

- ①本人が代理権を与えたと相手方に表示したが、実際に代理権を与えていなかった場合
- ②代理権の権限外の行為をした場合
- ③代理権が消滅した後に代理行為をした場合

### 9節 代理人の権限濫用

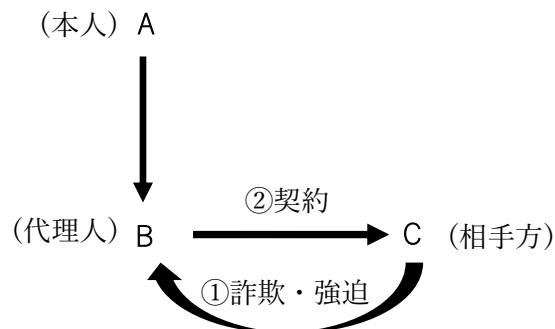
問1. 代理人の権限濫用に関して、以下の空欄を埋めよ



### 10節 代理人の権限濫用

問1. 以下の問いに答えよ。

代理人 A は本人 B のために、相手方 C と契約を締結した。しかし、この契約は C の詐欺によって B が契約締結したものと判明した。誰が、詐欺を理由に契約の取消しをできるか。



### 11節 自己契約・双方代理

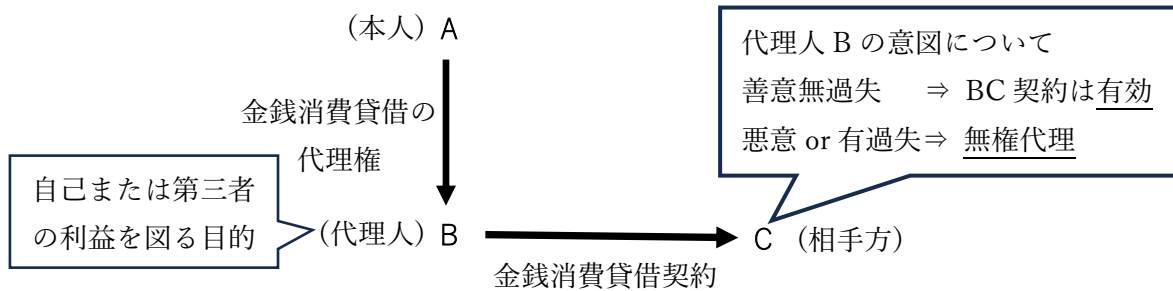
問1. 以下の空欄を埋めよ。

自己契約・双方代理は原則禁止であり、これらの行為をした場合は [1] として扱われる。  
ただし、以下の場合は有効な法律行為として扱われる。

- 本人(双方代理の時は双方)の [2] があるとき
- 債務の履行をするとき(例： [3] の共同申請を双方代理する)

## 【答え】9節 代理人の権限濫用

1.



## 10節 代理人の権限濫用

1. 本人 A

## 【理由】

詐欺によって締結された契約も一応は有効。よって、代理の効力は本人 A に帰属する。

A と C が契約したことになりますから、取消しができるのは本人 A。

一方で、詐欺にあったかどうかを判断するのは本人ではなく「代理人」である。

## 【答え】11節 自己契約・双方代理

1.

自己契約・双方代理は原則禁止であり、これらの行為をした場合は無権代理として扱われる。

ただし、以下の場合には有効な法律行為として扱われる。

○本人(双方代理の時は双方)の承諾があるとき

○債務の履行をするとき(例：登記の共同申請を双方代理する)